

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が土曜日は、  
翌日と翌日)

## 目次

◇告 示 准看護婦試験の実施  
土地改良事業計画の設定

## 告 示

### 鳥取県告示第四百一十一号

保健婦助産婦看護婦法（昭和二十三年法律第二百三十三号）第十八条の規定に基づき、准看護婦試験を次のとおり実施するので、保健婦助産婦看護婦法施行規則（昭和二十六年厚生省令第三十四号）第十九条の規定により告示する。

昭和四十四年二月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

#### 一 試験の場所

鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県庁講堂

#### 二 試験の期日

学科試験 昭和四十四年三月十四日 午前九時から午後五時三十分まで  
実地試験 昭和四十四年三月十五日 午前八時三十分から午後五時まで

#### 三 受験願書の提出期限

昭和四十四年三月四日（郵送の場合は、三月四日までの消印のあるものは有効とする。）

### 鳥取県告示第四百十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、昭和四十三年十二月二十六日付けで倉吉市清谷三百九十三番地三安永実太郎ほか十四人の者から申請のあつた県営で行なう土地改良（大平地区農林漁業用揮発油税財源身替農道整備）事業に係る土地改良事業計画を定めたので、同法同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十四年二月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

#### 一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書の写し

#### 二 縦覧に供する期間

昭和四十四年二月二十五日から二十日間

#### 三 縦覧に供する場所

倉吉市役所、東郷町役場及び羽合町役場

#### 四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対して異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。